

# 誓 約 書

私及び役員等が下記の事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、下記の事項に該当することとなった場合は、速やかに届け出るとともに、入札参加資格の制限を受けることなど、猪苗代町が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

令和 年 月 日

猪苗代町長 二 瓶 盛 一

住 所

商号又は名称

代表者の役職名

及 び 氏 名

印

## 記

### 1 契約相手方として不適当なもの

- (1) 法人等（個人・法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団という。以下、同じ）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ）であると認められるもの。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるもの。
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるもの。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるもの。
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

### 2 契約の相手方として不適当な行為をするもの

- (1) 暴力的な行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 偽計または威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為